

全ト協発第6号(企・適)  
令和8年4月2日

都道府県トラック協会長 殿  
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 寺岡 洋一  
(公印省略)

「ラストワンマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可  
に係る取扱いについて」等の一部改正について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストワンマイル輸送を中心に、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となる場合においても利用者の需要に対応する輸送サービスを提供するため、従前より貨物自動車運送事業の許可を得たトラック事業者が運行・労務管理等の安全指導を行うことを前提に一定の日数や台数等に限って、自家用自動車による有償運送を例外的に許可されておりましたが、今般、1日のうち一定の時間帯に極めて小口の近距離運送需要が集中する場合等において、システム等による時間管理等を前提として日数や台数の取扱い等を見直すなど、関係通達について所要の改正が行われました。

つきましては、関係通達の改正について、傘下会員事業者に周知いただきたくよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 令和8年3月31日付国自貨第1440号の2「ラストワンマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」の一部改正について
2. 令和8年3月31日付国自安第230号の2、国自旅第215号の2、国自貨第1442号の2「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」の一部改正について

(本件に関するお問い合わせ先)  
(公社) 全日本トラック協会 企画部  
電話：03-3354-1037

改 正 の 概 要

- ①「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」の一部改正について

現行の通達では、自家用自動車の有償運送の許可について、一定の日数や台数等に限ることとしているところ、輸送需要の実態を踏まえ、システム等による時間管理等を前提とした台数や日数等の取扱いを弾力化するもの。

- ②「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」の一部改正について

現行の通達では、過疎地域以外で貨客混載を行うためには、地域の関係者による協議が整っていることを必要としているところ、地域によっては荷主を代表する者が不明確であるとの実態を踏まえ、協議の対象に必ずしも荷主を代表する者を含まなくても良いこととするもの。